

基発 1225 第 12 号
平成 27 年 12 月 25 日

一般社団法人公立大学協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長



大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査結果の周知について（依頼）

日頃より労働基準行政の推進に御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省においては、これまでも学生アルバイトの労働条件の確保のため、監督指導や関係法令の周知・啓発等を行ってまいりましたが、アルバイトを始める前に労働条件の確認を促すことを目的として、本年4月から7月まで「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施しました。その一環として、6月に開催した「労働基準局長と大学生の座談会」において、試験前にもかかわらずアルバイトを休みにくいことがあったなどの意見が学生からあったところです。また、先の通常国会においても、学生アルバイトの実態把握の必要性等についての議論がありました。

これらのことを受け、厚生労働省では、学生アルバイトを巡る労働条件や学業への影響等の現状及び課題を把握した上で、より適切な対策を講じるため、本年8月下旬から9月にかけて、大学生等を対象にアルバイトに関する意識等調査を実施し、その結果を取りまとめました。

調査結果をみると、労働条件の明示が適切になされていないとする回答の割合が58.7%に上るほか、賃金不払や、必要な休憩時間を与えられていないなど、労働基準関係法令違反のおそれがある回答がありました。また、必ずしも労働基準関係法令に違反するものではないものの、採用時に合意した以上のシフトを入れられたり、一方的に急なシフト変更を命じられるといった回答がありました。さらに、学生の声として、例えば、特に試験期間においてシフトを柔軟に考えて欲しいことや、学生は学業優先であることを事業主に理解して欲しいなどの意見も示されたところです。

厚生労働省では、今回の調査結果を踏まえ、事業主団体への要請等のほか、学生や事業主へのチラシ等の作成による周知・啓発、学生・生徒向けの労働法教育のさらなる充実、学生が相談しやすい環境整備等を通じた相談体制の充実等、学生アルバイトの労働

条件の確保に向けた各種の取組を、文部科学省等と連携し実施することとしたところで
す。

つきましては、貴職におかれましても、今回の調査結果及び今後の取組について御理
解いただきますとともに、貴会会員への周知について、特段の御配慮をお願い申し上げ
ます。

【照会先】

厚生労働省労働基準局労働条件政策課労働条件確保改善対策室

(代表電話) 03-5253-1111 (内線) 5545、5534

基発 1225 第 12 号
平成 27 年 12 月 25 日

全国公立短期大学協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長



大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査結果の周知について（依頼）

日頃より労働基準行政の推進に御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省においては、これまでも学生アルバイトの労働条件の確保のため、監督指導や関係法令の周知・啓発等を行ってまいりましたが、アルバイトを始める前に労働条件の確認を促すことを目的として、本年4月から7月まで「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施しました。その一環として、6月に開催した「労働基準局長と大学生の座談会」において、試験前にもかかわらずアルバイトを休みにくいことがあったなどの意見が学生からあったところです。また、先の通常国会においても、学生アルバイトの実態把握の必要性等についての議論がありました。

これらのことを受け、厚生労働省では、学生アルバイトを巡る労働条件や学業への影響等の現状及び課題を把握した上で、より適切な対策を講じるため、本年8月下旬から9月にかけて、大学生等を対象にアルバイトに関する意識等調査を実施し、その結果を取りまとめました。

調査結果をみると、労働条件の明示が適切になされていないとする回答の割合が58.7%に上るほか、賃金不払や、必要な休憩時間を与えられていないなど、労働基準関係法令違反のおそれがある回答がありました。また、必ずしも労働基準関係法令に違反するものではないものの、採用時に合意した以上のシフトを入れられたり、一方的に急なシフト変更を命じられるといった回答がありました。さらに、学生の声として、例えば、特に試験期間においてシフトを柔軟に考えて欲しいことや、学生は学業優先であることを事業主に理解して欲しいなどの意見も示されたところです。

厚生労働省では、今回の調査結果を踏まえ、事業主団体への要請等のほか、学生や事業主へのチラシ等の作成による周知・啓発、学生・生徒向けの労働法教育のさらなる充実、学生が相談しやすい環境整備等を通じた相談体制の充実等、学生アルバイトの労働

条件の確保に向けた各種の取組を、文部科学省等と連携し実施することとしたところで
す。

つきましては、貴職におかれましても、今回の調査結果及び今後の取組について御理
解いただきますとともに、貴会会員への周知について、特段の御配慮をお願い申し上げ
ます。

【照会先】

厚生労働省労働基準局労働条件政策課労働条件確保改善対策室

(代表電話) 03-5253-1111 (内線) 5545、5534

基発 1225 第 12 号
平成 27 年 12 月 25 日

日本私立短期大学協会
会長 関口 修 殿

厚生労働省労働基準局長



大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査結果の周知について（依頼）

日頃より労働基準行政の推進に御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省においては、これまでも学生アルバイトの労働条件の確保のため、監督指導や関係法令の周知・啓発等を行ってまいりましたが、アルバイトを始める前に労働条件の確認を促すことを目的として、本年4月から7月まで「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施しました。その一環として、6月に開催した「労働基準局長と大学生の座談会」において、試験前にもかかわらずアルバイトを休みにくいことがあったなどの意見が学生からあったところです。また、先の通常国会においても、学生アルバイトの実態把握の必要性等についての議論がありました。

これらのことを受け、厚生労働省では、学生アルバイトを巡る労働条件や学業への影響等の現状及び課題を把握した上で、より適切な対策を講じるため、本年8月下旬から9月にかけて、大学生等を対象にアルバイトに関する意識等調査を実施し、その結果を取りまとめました。

調査結果をみると、労働条件の明示が適切になされていないとする回答の割合が58.7%に上るほか、賃金不払や、必要な休憩時間を与えられていないなど、労働基準関係法令違反のおそれがある回答がありました。また、必ずしも労働基準関係法令に違反するものではないものの、採用時に合意した以上のシフトを入れられたり、一方的に急なシフト変更を命じられるといった回答がありました。さらに、学生の声として、例えば、特に試験期間においてシフトを柔軟に考えて欲しいことや、学生は学業優先であることを事業主に理解して欲しいなどの意見も示されたところです。

厚生労働省では、今回の調査結果を踏まえ、事業主団体への要請等のほか、学生や事業主へのチラシ等の作成による周知・啓発、学生・生徒向けの労働法教育のさらなる充

条件の確保に向けた各種の取組を、文部科学省等と連携し実施することとしたところで
す。

つきましては、貴職におかれましても、今回の調査結果及び今後の取組について御理
解いただきますとともに、貴会会員への周知について、特段の御配慮をお願い申し上げ
ます。

【照会先】

厚生労働省労働基準局労働条件政策課労働条件確保改善対策室

(代表電話) 03-5253-1111 (内線) 5545、5534

70

基発 1225 第 12 号
平成 27 年 12 月 25 日

全国社会保険労務士会連合会
会長 大西 健造 殿

厚生労働省労働基準局長



大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査結果の周知について（依頼）

日頃より労働基準行政の推進に御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省においては、これまでも学生アルバイトの労働条件の確保のため、監督指導や関係法令の周知・啓発等を行ってまいりましたが、アルバイトを始める前に労働条件の確認を促すことを目的として、本年4月から7月まで「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施しました。その一環として、6月に開催した「労働基準局長と大学生の座談会」において、試験前にもかかわらずアルバイトを休みにくいことがあったなどの意見が学生からあったところです。また、先の通常国会においても、学生アルバイトの実態把握の必要性等についての議論がありました。

これらのことを受け、厚生労働省では、学生アルバイトを巡る労働条件や学業への影響等の現状及び課題を把握した上で、より適切な対策を講じるため、本年8月下旬から9月にかけて、大学生等を対象にアルバイトに関する意識等調査を実施し、その結果を取りまとめました。

調査結果をみると、労働条件の明示が適切になされていないとする回答の割合が58.7%に上るほか、賃金不払や、必要な休憩時間を与えられていないなど、労働基準関係法令違反のおそれがある回答がありました。また、必ずしも労働基準関係法令に違反するものではないものの、採用時に合意した以上のシフトを入れられたり、一方的に急なシフト変更を命じられるといった回答がありました。さらに、学生の声として、例えば、特に試験期間においてシフトを柔軟に考えて欲しいことや、学生は学業優先であることを事業主に理解して欲しいなどの意見も示されたところです。

厚生労働省では、今回の調査結果を踏まえ、事業主団体への要請等のほか、学生や事業主へのチラシ等の作成による周知・啓発、学生・生徒向けの労働法教育のさらなる充

条件の確保に向けた各種の取組を、文部科学省等と連携し実施することとしたところで
す。

つきましては、貴職におかれましても、今回の調査結果及び今後の取組について御理
解いただきますとともに、貴会会員への周知について、特段の御配慮をお願い申し上げ
ます。

【照会先】

厚生労働省労働基準局労働条件政策課労働条件確保改善対策室

(代表電話) 03-5253-1111 (内線) 5545、5534

基発 1225 第 12 号

平成 27 年 12 月 25 日

公益社団法人全国求人情報協会理事長 殿

厚生労働省労働基準局長



大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査結果の周知について（依頼）

日頃より労働基準行政の推進に御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省においては、これまでも学生アルバイトの労働条件の確保のため、監督指導や関係法令の周知・啓発等を行ってまいりましたが、アルバイトを始める前に労働条件の確認を促すことを目的として、本年4月から7月まで「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施しました。その一環として、6月に開催した「労働基準局長と大学生の座談会」において、試験前にもかかわらずアルバイトを休みにくいことがあったなどの意見が学生からあったところです。また、先の通常国会においても、学生アルバイトの実態把握の必要性等についての議論がありました。

これらのことを受け、厚生労働省では、学生アルバイトを巡る労働条件や学業への影響等の現状及び課題を把握した上で、より適切な対策を講じるため、本年8月下旬から9月にかけて、大学生等を対象にアルバイトに関する意識等調査を実施し、その結果を取りまとめました。

調査結果をみると、労働条件の明示が適切になされていないとする回答の割合が58.7%に上るほか、賃金不払や、必要な休憩時間を与えられていないなど、労働基準関係法令違反のおそれがある回答がありました。また、必ずしも労働基準関係法令に違反するものではないものの、採用時に合意した以上のシフトを入れられたり、一方的に急なシフト変更を命じられるといった回答がありました。さらに、学生の声として、例えば、特に試験期間においてシフトを柔軟に考えて欲しいことや、学生は学業優先であることを事業主に理解して欲しいなどの意見も示されたところです。

厚生労働省では、今回の調査結果を踏まえ、事業主団体への要請等のほか、学生や事業主へのチラシ等の作成による周知・啓発、学生・生徒向けの労働法教育のさらなる充実、学生が相談しやすい環境整備等を通じた相談体制の充実等、学生アルバイトの労働

条件の確保に向けた各種の取組を、文部科学省等と連携し実施することとしたところで
す。

つきましては、貴職におかれましても、今回の調査結果及び今後の取組について御理
解いただきますとともに、貴会会員への周知について、特段の御配慮をお願い申し上げ
ます。

【照会先】

厚生労働省労働基準局労働条件政策課労働条件確保改善対策室

(代表電話) 03-5253-1111 (内線) 5545、5534

基発 1225 第 12 号
平成 27 年 12 月 25 日

全国大学生生活協同組合連合会
専務理事 毎田 伸一 殿

厚生労働省労働基準局長



大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査結果の周知について（依頼）

日頃より労働基準行政の推進に御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省においては、これまでも学生アルバイトの労働条件の確保のため、監督指導や関係法令の周知・啓発等を行ってまいりましたが、アルバイトを始める前に労働条件の確認を促すことを目的として、本年4月から7月まで「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施しました。その一環として、6月に開催した「労働基準局長と大学生の座談会」において、試験前にもかかわらずアルバイトを休みにくいことがあったなどの意見が学生からあったところです。また、先の通常国会においても、学生アルバイトの実態把握の必要性等についての議論がありました。

これらのことを受け、厚生労働省では、学生アルバイトを巡る労働条件や学業への影響等の現状及び課題を把握した上で、より適切な対策を講じるため、本年8月下旬から9月にかけて、大学生等を対象にアルバイトに関する意識等調査を実施し、その結果を取りまとめました。

調査結果をみると、労働条件の明示が適切になされていないとする回答の割合が58.7%に上るほか、賃金不払や、必要な休憩時間を与えられていないなど、労働基準関係法令違反のおそれがある回答がありました。また、必ずしも労働基準関係法令に違反するものではないものの、採用時に合意した以上のシフトを入れられたり、一方的に急なシフト変更を命じられるといった回答がありました。さらに、学生の声として、例えば、特に試験期間においてシフトを柔軟に考えて欲しいことや、学生は学業優先であることを事業主に理解して欲しいなどの意見も示されたところです。

厚生労働省では、今回の調査結果を踏まえ、事業主団体への要請等のほか、学生や事業主へのチラシ等の作成による周知・啓発、学生・生徒向けの労働法教育のさらなる充

条件の確保に向けた各種の取組を、文部科学省等と連携し実施することとしたところで
す。

つきましては、貴職におかれましても、今回の調査結果及び今後の取組について御理
解いただきますとともに、貴会会員への周知について、特段の御配慮をお願い申し上げ
ます。

【照会先】

厚生労働省労働基準局労働条件政策課労働条件確保改善対策室

(代表電話) 03-5253-1111 (内線) 5545、5534

基発 1225 第 12 号
平成 27 年 12 月 25 日

全国専修学校各種学校総連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局長



大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査結果の周知について（依頼）

日頃より労働基準行政の推進に御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省においては、これまでも学生アルバイトの労働条件の確保のため、監督指導や関係法令の周知・啓発等を行ってまいりましたが、アルバイトを始める前に労働条件の確認を促すことを目的として、本年4月から7月まで「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施しました。その一環として、6月に開催した「労働基準局長と大学生の座談会」において、試験前にもかかわらずアルバイトを休みにくいことがあったなどの意見が学生からあったところです。また、先の通常国会においても、学生アルバイトの実態把握の必要性等についての議論がありました。

これらのことを受け、厚生労働省では、学生アルバイトを巡る労働条件や学業への影響等の現状及び課題を把握した上で、より適切な対策を講じるため、本年8月下旬から9月にかけて、大学生等を対象にアルバイトに関する意識等調査を実施し、その結果を取りまとめました。

調査結果をみると、労働条件の明示が適切になされていないとする回答の割合が58.7%に上るほか、賃金不払や、必要な休憩時間を与えられていないなど、労働基準関係法令違反のおそれがある回答がありました。また、必ずしも労働基準関係法令に違反するものではないものの、採用時に合意した以上のシフトを入れられたり、一方的に急なシフト変更を命じられるといった回答がありました。さらに、学生の声として、例えば、特に試験期間においてシフトを柔軟に考えて欲しいことや、学生は学業優先であることを事業主に理解して欲しいなどの意見も示されたところです。

厚生労働省では、今回の調査結果を踏まえ、事業主団体への要請等のほか、学生や事業主へのチラシ等の作成による周知・啓発、学生・生徒向けの労働法教育のさらなる充実、学生が相談しやすい環境整備等を通じた相談体制の充実等、学生アルバイトの労働

条件の確保に向けた各種の取組を、文部科学省等と連携し実施することとしたところで
す。

つきましては、貴職におかれましても、今回の調査結果及び今後の取組について御理
解いただきますとともに、貴会会員への周知について、特段の御配慮をお願い申し上げ
ます。

【照会先】

厚生労働省労働基準局労働条件政策課労働条件確保改善対策室

(代表電話) 03-5253-1111 (内線) 5545、5534